

平成28年第10回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 平成28年10月25日(火)

午前9時30分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎

3階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて

2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

4) 議案第4号 農用地利用配分計画について

5) 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

6) 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他

1) 平成28年度第2回農地パトロールについて

5. 閉 会

出席委員 18名

1 番	増 山 貞 男 君	2 番	小 島 一 男 君
3 番	倉 持 登 君	4 番	武 井 茂 君
5 番	大 岡 光 雄 君	6 番	藤 田 昌 一 君
7 番	中 村 明 君	8 番	小 林 保 雄 君
9 番	青 木 邦 夫 君	11 番	松 原 良 子 君
12 番	池 澤 基 君	13 番	小 島 キヨ子 君
14 番	松 田 英 雄 君	15 番	張ヶ谷 一 郎 君
16 番	山 田 行 雄 君	17 番	渡 邊 禎 吉 君
18 番	後 藤 勇 君	19 番	高 崎 勇 君

欠席委員 1名

10 番 井 上 直 子 君

事務局

事務局長 田 原 和 明

局次長 新 堀 直 樹

書記 松 本 公 秀

書記 黒 川 武 康

午前 9時28分

◎開会の宣告

○局長 それでは、皆さんおはようございます。第10回の農業委員会定例会総会を開催いたします。

本日は井上委員が欠席というご連絡をいただいております。議題が何点かございまして、その後農業全般の10月の行事報告を若干させていただいて、その後写真撮影と行いますので、多少時間かかりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

初めに、会長の挨拶をお願いいたします。

◎挨拶

○会長 皆さん、おはようございます。

今日は第10回杉戸町農業委員会総会ということで、井上委員さん欠席でございますが、ほとんどの皆さんにご出席をいただきましてありがとうございます。暑さ寒さも彼岸までとよく言っておりましたが、こちらも最近彼岸という非常に暑い時期と、ことしはさらに雨が続いたということで、水田の水稻の収穫にはちょっと日が悪かったかなという感じがしております。いずれにつきましても今日から衣がえということで、皆さんも涼しいということで先月お約束したとおりでございます。終わった後には写真撮影がございますので、緊張しないで慎重に審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

簡単でございますが、挨拶にかえます。今日のご苦労さまでございます。

○局長 ありがとうございます。

それでは、次第に基づきまして3の議事に入りたいと思います。議長には会長をお願いいたします。

◎議案第1号

○会長 それでは、早速議案に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて、ナンバー1—1から1—4、事務局で説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1、大字倉松字天神広町〇〇〇、地目、田、地積、998㎡。ナンバー1—2、大字倉松字井戸田〇〇〇—〇、地目、田、地積、511㎡。ナンバー1—3、大字倉松字井戸田〇〇〇、地目、田、地積、1,395㎡。ナンバー1—4、大字倉松字堀中沼廻〇〇〇、地目、田、地積588㎡、合計3,492㎡。譲渡人、倉松2丁目、〇〇〇。譲受人、倉松2丁目、持ち分2分の1、〇〇〇〇。倉松2丁目、持ち分2分の1、〇〇〇〇。譲受人面積、58.75アール。労力、3人。取得理由、贈与。

ナンバー1—1からナンバー1—4につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の贈与という理由で、3,492㎡を持ち分2分の1ずつ取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保しております。また、農業経営は3人で行っている状況です。通作距離については、自宅から約500メートル以内でございます。場所は、大字倉松地内、倉松川より南側付近になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、武井委員に調査報告をお願いします。

○4番 調査依頼がありましたので、10月の20日午後2時半に現地確認の上、申請人の〇〇さん宅にお伺いして内容を確認してまいりました。譲渡人の〇〇〇〇さんがおりましたので、代表して、せがれさんはちょっとまだ出かけてい

るということなので、譲渡人の〇〇〇さんに内容確認をしてみました。調査5項目につきましては、問題ないということで確認を全てさせていただきました。事務局のご報告のとおり、〇〇〇さんが私も大正生まれなのでということで、私が住んでおります三本木地区に〇〇さん、豊屋さんのおやじさんと大工さんがおりまして、その2人が同級生なのだというお話を伺ってまいりました。90を超えたということで、将来のことを考えてこのような形で申請をさせていただきましたということでございました。内容的には事務局で説明したとおりでございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○会長 調査報告は終わりました。

この件につきましてご質疑がございましたらお伺いしたいと思うのですが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、ナンバー1―1から1―4番、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、同じく議案第1号、2―1から2―2番まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2―1、大字広戸沼、地番〇〇。地目、田、地積、686㎡。ナンバー2―2、大字広戸沼〇〇。地目、田、地積、1,208㎡、合計1,894㎡。譲渡人、宮代町、〇〇〇。譲受人、才羽、〇〇〇。譲受人面積、5,513.52アール。労力、4人。取得理由、経営拡大。

ナンバー2―1からナンバー2―2につきましては、〇〇氏の農業経営拡大という理由で1,894㎡取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保しております。また、農業経営は4人で行っている状況です。通作距離については、自宅から約3キロでございます。場所は、大字広戸沼地内、埼玉広域農道鹿島橋付近です。

以上でございます。

○会長 事務局の説明は終わりました。

この件につきまして、渡邊委員、調査依頼に基づきまして報告をお願いします。

○17番 ご報告します。

先日20日の日に事務局より調査依頼がありまして、早速20日の日に確認しました。最初は、実家のほうへ行ってみたのですが、全く誰も住んでいなくて、近所の人に聞いたら、宮代に住んでいるのだということで、宮代に住んでいる方はせがれさんなのだね。親御さんはもう亡くなってしまっていないということを聞いたのですが、それで一応、住所は中島になっているのですが、場所がちょっとわからないので、電話番号がわかりましたので、電話して本人に確認しました。そうしましたら、以前から譲受人の〇〇さんに耕作をお願いしているという話を聞きまして、その後、〇〇さんが会社へ勤めている関係もあると思うのですが、耕作を続けることができないということで、〇〇さんに譲渡したという事情と話を聞きました。それで、5項目につきましては、何の問題もないと思われます。また、譲受人の〇〇さんのほうは、皆様ご存じのとおり大々的にやっている方でございますので、全て農機具とかそろっておりますので、問題ないと思います。

以上、皆様のご審議よろしく申し上げます。

○会長 調査報告は終わりました。

この件につきましてご質疑がありましたらお伺いしたいと思いますが、何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、2―1から2―2番まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字佐左エ門〇〇〇〇―〇。地目、田、地積、306㎡。譲渡人、使用貸人、佐左エ門、〇〇〇〇。譲受人、使用借人、佐左エ門、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。農振農用地区域（平成28年8月12日除外）。

ナンバー1につきましては、譲受人の〇〇〇〇氏においては、現在、佐左エ門地内の実家に住んでおりますが、実家近くに住まいを構え農作業を手伝っていきたくて考えていたところ、父所有の土地に住宅を建築できる運びとなりましたので、自己用住宅という転用目的で農地法第5条を申請し、許可をお願いするものでございます。農地区分は第2種農地です。転用することにより周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われまいます。資金計画は、自己資金及び借入金により計画しております。場所は、大字佐左エ門地内、〇〇氏の実家東側付近になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明は終わりました。

この件につきましては、調査依頼に基づきまして、松田委員、調査報告をお願いします。

○14番 23日の日曜日夕方、〇〇さんのお宅にお伺いまして、ただいまの事務局の説明を確認に伺いました。息子さんの〇〇さんとお話をしまして、事務局の説明どおりということで間違いございません。調査5項目に対しても問題はありませんということです。よろしくをお願いします。

○会長 調査報告が終わりました。

これにつきましてご質問受けたいと思いますが、何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 採決に移ります。

議案第2号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第2号、2―1から2―2、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2―1、大字堤根字塘〇〇〇〇―〇。地目、畑、地積、189㎡。ナンバー2―2、大字堤根字塘〇〇〇〇―〇。地目、畑、地積、169㎡、合計358㎡。譲渡人、堤根、〇〇〇〇。譲受人、幸手市、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。農振農用地区域外。都計法34条11号区域。

ナンバー2―1からナンバー2―2につきましては、譲受人の〇〇氏においては、幸手市内の賃貸住宅に住んでおりますが、現在の住居では手狭であるため環境のよいところを探していたところ今回の申請地を探し当て、自己用住宅という転用目的で農地法第5条を申請し許可をお願いするものでございます。農地区分は第2種農地です。転用す

ることにより周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画は、自己資金及び借入金により計画しております。場所は大字堤根地内、大落古利根川の東側付近です。

以上でございます。

○会長 事務局の説明は終わりました。

この件につきまして、調査依頼に基づきまして松原委員、調査報告をお願いします。

○11番 事実調査依頼があり、10月22日、譲渡人、〇〇〇〇さん宅を訪問、譲受人、〇〇〇〇さんには幸手市なので、電話にて確認しました。調査した結果、事務局説明のとおり相違ありません。調査5項目に関し何も問題はありません。皆さんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 調査報告は終わりました。

この件につきまして何かご質疑ある方につきましては、質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 では、採決をします。

議案第2号、2—1番から2—2番まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、ナンバー田の1から田の3番まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー田の1、利用権の設定を受ける者、氏名、設定する土地、〇〇〇、大字才羽〇〇〇。耕作面積、5,513.52アール。利用権設定面積、田、2,533㎡。ナンバー田の2、利用権の設定を受ける者、氏名、設定する土地、〇〇〇、大字才羽〇〇〇。耕作面積、5,513.52アール。利用権設定面積、田、3,005㎡。ナンバー田の3、利用権の設定を受ける者、氏名、設定する土地、〇〇〇、大字才羽〇〇〇。耕作面積、5,513.52アール。利用権設定面積、田、3,942㎡。ナンバー田の1からナンバー田の3、合計面積として9,480㎡。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借、利用権の内容、水田、始期、平成28年11月1日、終期、平成31年12月31日、期間、3年2カ月。借賃、年10アール当たり30キロ。利用権を設定する者、才羽、〇〇〇〇、新規となります。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきましては、調査依頼に基づきまして小島一男委員、調査報告をお願いします。

○2番 調査依頼がありましたので、調査してまいりました。10月19日に〇〇〇〇さん、この方については70歳なのですけれども、高齢化が来ているということと、それから奥様はちょっと足が悪いので、農作業がなかなかできないということです。それからまた、こういったときに何かやっぱり経営的にちょっとマイナスになるので、そういうことも勘案してお願いしたということです。今まで〇〇〇〇さんについては、自分で田植とかそういうことやっていたのだけれども、乾燥調整につきましては、〇〇〇さんに10年来やってもらったということで、〇〇さんをお願いしたということです。10月24日、昨日〇〇〇宅へお邪魔しましてお話ししてきました。以前から刈り取り、乾燥調整やっているということでありまして、また経営拡大、あるいは近所であると。田んぼが9反4畝8筆で、1つの田んぼです。やはり合理化、やりがいがあるということで受けていたということでございます。事務局から話されたとおり

に間違いということで、調査項目につきましても間違いはないということでありました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

○会長 調査報告は終わりました。

この件につきましてご質疑ある方は、挙手をして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー田の1から田の3番まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、同じく議案第3号、ナンバー畑の1から畑の2番、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー畑の1、利用権の設定を受ける者、氏名、〇〇〇、設定する土地、大字深輪字島合〇〇〇〇一〇。耕作面積、460.57アール。利用権設定面積、畑、132㎡。ナンバー畑の2、利用権の設定を受ける者、氏名、〇〇〇、設定する土地、大字深輪字島合〇〇〇〇。耕作面積、460.57アール。利用権設定面積、畑、2,138㎡。ナンバー畑の1からナンバー畑の2、合計面積として2,270㎡です。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借、利用権の内容、普通畑、始期、平成28年11月1日、終期、平成33年12月31日、期間、5年2カ月。借賃、年10アール当たり5,000円、利用権を設定する者、氏名、鷺巣、〇〇〇、新規となります。お願いいたします。

○会長 事務局の説明は終わりました。

この件につきまして、調査依頼につきまして山田委員、調査報告をお願いします。

○16番 23日午後1時30分にお邪魔して話を聞いてまいりました。事務局の言ったとおりであります。そして、地主の〇〇さんは高齢になり、またこの土地は昔どぶ田というかそういう田を土壌改良して畑にしたため、水回りが大変になってしまい、またこの土地の周りには〇〇〇氏の土地に貸して麦を作付してもらっているのを見て、それで何か決めたような話なのでありました。また、〇〇氏は家族3人で米麦、アイガモなどを栽培、また飼育する専業農家であります。〇〇氏には24日、電話で話を伺いました。そして、調査5項目には何ら問題はありませんでしたので、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

○会長 調査報告は終わりました。

この件についてご質疑ある方は、挙手して受けたいと思いますが、何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、畑のナンバー1から畑のナンバー2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、ナンバー田の4からナンバー田の13まで、事務局説明をお願いします。

○書記 ナンバー田の4からナンバー田の13までは、こちら農地中間管理事業の関係となります。そのため、利用権の設定を受ける者として公益社団法人埼玉県農林公社が受けるものとなります。

それでは、ナンバー田の4、利用権の設定を受ける者、公益社団法人埼玉県農林公社、設定する土地、大字並塚〇〇〇。農林公社のため耕作面積のほうはありません。利用権設定面積、田、735㎡。こちら全て利用権の設定を受ける

者は農林公社なので、そちらは省かせていただきます。ナンバー田の5、設定する土地、大字並塚〇〇〇。利用権設定面積、田、582㎡。ナンバー田の6、設定する土地、大字並塚〇〇〇。利用権設定面積、田、2,822㎡。ナンバー田の7、設定する土地、大字並塚〇〇〇。利用権設定面積、田、2,772㎡。ナンバー田の8、設定する土地、大字並塚〇〇〇—〇。利用権設定面積、田、2,303㎡。ナンバー田の9、設定する土地、大字並塚〇〇〇—〇。利用権設定面積、田、1,993㎡。ナンバー田の10、設定する土地、大字並塚〇〇〇。利用権設定面積、田、913㎡。ナンバー田の11、設定する土地、大字並塚〇〇〇—〇。利用権設定面積、田、1,152㎡。ナンバー田の12、設定する土地、大字並塚〇〇〇。利用権設定面積、田、710㎡。ナンバー田の13、設定する土地、大字才羽〇〇〇〇。利用権設定面積、田、933㎡。ナンバー田の4からナンバー田の13、合計面積として1万4,915㎡です。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借、利用権の内容、水田、始期、平成28年11月1日、終期、平成38年10月31日、期間、10年。借賃、年10アール当たり5,550円。利用権を設定する者、並塚、〇〇〇〇、新規となります。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明は終わりました。

こちらにつきましては、中間管理機構を介しての案件でございますので、調査報告はございません。

そういうことで、質疑を受けたいと思います。何かご質疑あればいただきたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー田の4からナンバー田の13まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、同じく議案第3号、ナンバー田の14からナンバー田の15、事務局の説明をお願いします。

○書記 こちらも中間管理事業の関係となります。利用権の設定を受ける者として公益社団法人埼玉県農林公社となります。

ナンバー田の14、設定する土地、大字才羽〇〇〇〇。利用権の設定面積、田、2,774㎡。ナンバー田の15、設定する土地、大字才羽〇〇〇〇。利用権設定面積、田、2,700㎡。ナンバー田の14からナンバー田の15、合計面積として5,474㎡。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借、利用権の内容、水田、始期、平成28年11月1日、終期、平成38年10月31日、期間、10年。借賃、年10アール当たり5,550円。利用権を設定する者、才羽、〇〇〇〇、新規となります。よろしくお願いいたします。

○会長 こちらも中間管理機構でございますので、調査報告はございません。

ご質疑ありましたらご質疑をいただきたいと思いますが、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー田の14から15、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、同じく議案第3号、ナンバー田の16から17、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー田の16からナンバー田の17についても中間管理事業の関係となります。利用権の設定を受ける者、公益社団法人埼玉県農林公社。ナンバー田の16、設定する土地、大字並塚〇〇。利用権設定面積、田、2,472㎡。ナンバ

一田の17、設定する土地、大字並塚〇〇。利用権設定面積、田、2,474㎡。ナンバー田の16からナンバー田の17、合計面積として4,946㎡です。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借、利用権の内容、水田、始期、平成28年11月1日、終期、平成38年10月31日、期間、10年。借賃、年10アール当たり5,550円。利用権を設定する者、並塚、〇〇〇〇、新規となります。よろしくお願いいたします。

○会長 こちらも中間管理機構でございますので、調査報告はございません。

これに対して質疑を受けたいと思います。何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー田の16から17、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー田の18からナンバー田の23まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー田の18から田の23の中間管理事業の関係となります。利用権の設定を受ける者、公益社団法人埼玉県農林公社。ナンバー田の18、設定する土地、大字才羽〇〇〇—〇。利用権設定面積、田、1,635㎡。ナンバー田の19、設定する土地、大字才羽〇〇〇—〇。利用権設定面積、田、2,337㎡。ナンバー田の20、設定する土地、大字才羽〇〇〇—〇。利用権設定面積、田、1,210㎡。ナンバー田の21、設定する土地、大字才羽〇〇〇—〇。利用権設定面積、田、1,788㎡。ナンバー田の22、設定する土地、大字才羽〇〇〇。利用権設定面積、田、2,644㎡。ナンバー田の23、設定する土地、大字才羽〇〇〇。利用権設定面積、田、666㎡。ナンバー田の18からナンバー田の23、合計面積として1万280㎡。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借、利用権の内容、水田、始期、平成28年11月1日、終期、平成38年10月31日、期間、10年。借賃、年10アール当たり5,550円。利用権を設定する者、才羽、〇〇〇〇、新規となります。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明は終わりました。

こちらにつきましても中間管理機構でございますので、調査報告はございません。

ここで質疑を受けたいと思いますが、質疑がありましたらお受けいたしますが、何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー田の18から23番まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第4号 農用地利用配分計画（原案）につきまして、事務局説明をお願いします。

○書記 議案第4号 農用地利用配分計画（原案）についてとなります。

こちらのほう、先ほど出てきました農地中間管理事業による農林公社、借りた後、それをどの担い手に貸し出すかの配分計画となります。

番号、ナンバー1、賃借権の設定等を受ける者、氏名又は名称、〇〇〇、住所、杉戸町大字才羽〇〇〇、賃借権の設定等を受ける土地、所在、大字才羽〇〇〇。現況地目、田、面積、666㎡。設定する権利、種類、賃貸借、内容、田。

始期、平成29年1月1日、終期、平成38年10月31日、相続期間として9年10カ月となります。借賃、年10アール当たり5,550円。支払方法として口座振替となります。

次に、ナンバー2からナンバー12までですが、賃借権の設定を受ける者として同じなので、一括して説明のほうをさせていただきたいと思います。賃借権の設定等を受ける者、氏名、〇〇〇〇、住所、杉戸町大字佐左エ門〇〇〇、賃借権の設定等を受ける土地、ナンバー2、大字並塚字南前〇〇〇。現況地目、田、面積、735㎡。ナンバー3、大字並塚字南前〇〇〇。地目、田、面積、582㎡。ナンバー4、大字並塚字南前〇〇〇。地目、田、面積、2,822㎡。ナンバー5、大字並塚字南前〇〇〇。地目、田、面積、2,772㎡。ナンバー6、大字並塚字南前〇〇〇—〇。地目、田、面積、2,303㎡。ナンバー7、大字並塚字南前〇〇〇—〇。地目、田、面積、1,993㎡。ナンバー8、大字並塚字南前〇〇〇。地目、田、面積、913㎡。ナンバー9、大字並塚字南前〇〇〇—〇。地目、田、面積、1,152㎡。ナンバー10、大字並塚字南前〇〇〇。地目、田、面積、710㎡。ナンバー11、大字才羽〇〇〇〇。地目、田、面積、2,774㎡。ナンバー12、大字才羽〇〇〇〇。地目、田、面積、2,700㎡。ナンバー2からナンバー12までに対する設定する権利として、種類、賃貸借、内容、田。始期、平成29年1月1日、終期、平成38年10月31日、相続期間として9年10カ月です。借賃のほうが年10アール当たり5,550円。支払方法として口座振替となります。

続きまして、ナンバー13からナンバー20まで。賃借権の設定等を受ける者は一緒となります。賃借権の設定等を受ける者、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、住所、杉戸町大字才羽〇〇〇〇。続きまして、賃借権の設定等を受ける土地となります。ナンバー13、大字並塚〇〇。地目、田、面積、2,472㎡。ナンバー14、大字並塚〇〇。地目、田、面積、2,474㎡。ナンバー15、大字才羽〇〇〇—〇。地目、田、面積、1,635㎡。ナンバー16、大字才羽〇〇〇—〇。地目、田、面積、2,337㎡。ナンバー17、大字才羽〇〇〇—〇。地目、田、面積、1,210㎡。ナンバー18、大字才羽〇〇〇—〇。地目、田、面積、1,788㎡。ナンバー19、大字才羽〇〇〇。地目、田、面積、2,644㎡。ナンバー20、大字才羽〇〇〇〇。地目、田、面積、933㎡。続きまして、設定する権利といたしまして、種類、賃貸借、内容、田。始期、平成29年1月1日、終期、平成38年10月31日、期間といたしまして9年10カ月。借賃といたしまして年10アール当たり5,550円。支払方法、口座振替となります。

こちら下のほうの注意書きとなりますが、農林公社は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)(以下「法」という。)第18条第5項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができます。

- 1、当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。
- 2、正当な理由がなく法第21条第1項の規定による報告をしないとき。

続きまして、設定する権利の始期が法第18条第5項に規定する県が行う認可の公告日以前の場合は、県の認可公告日を始期とする。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明は終わりました。

先ほどの3号で可決承認をいただきました中間管理機構を介した利用権設定に基づきまして第4号で配分計画を、2個人、また1法人に中間管理機構のほうから借り入れるという配分計画でございます。

これにつきまして質疑がございましたら受けたと思います、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決をいたします。

議案第4号 農用地利用配分計画(原案)につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告、事務局の説明をお願いします。

○書記 専決報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、清地3丁目〇〇〇—〇、地目、畑、地積、393㎡。届出人、清地3丁目、〇〇〇〇。転用目的、駐車場。

続けさせていただきます。専決報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、高野台西3丁目〇—〇〇、地目、畑、地積、421㎡。譲渡人、下野、〇〇〇〇。譲受人、下野、有限会社〇〇、代表取締役、〇〇〇。転用目的、駐車場。

以上となります。

○会長 専決報告まで全て議案は終了いたしました。皆さんの慎重審議ありがとうございました。

これで議長の務めを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○局長 大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、閉会を高崎副会長にお願いいたします。

○副会長 皆様、お疲れさまでございました。

これをもちまして、第10回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

次回は11月25日金曜日、9時30分より、役場第1庁舎3階会議室を予定しております。皆様のご出席をお願いいたします。

それから、今月30日、杉戸宿、お祭りがございます。そのとき農協のJAですか、中央支店のほうに参加していただける方、もう一度ちょっと確認だけさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願います。

以上です。

本会議を証するためここに署名する。

平成28年10月25日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 池 澤 基

署 名 委 員 松 原 良 子